

彩の国さいたま人づくり広域連合研修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）規約第4条に定める構成団体の職員の人材の開発に関する事務のうち、研修の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修運営の主体及び理念)

第2条 研修事業の実施に当たっては、自治人材開発センター（以下「センター」という。）の研修事業と、埼玉県及び埼玉県内の市町村（以下「構成団体」という。）が独自に実施する研修事業とが相互補完の関係にあることを考慮し、センターと構成団体相互の連携を図りながら研修の効果が最大限に発揮されるよう努めるものとする。

(研修の目的)

第3条 研修は、構成団体の職員の資質の向上と能力の開発を図り、地方分権時代を担うにふさわしい人材を開発することにより、地方自治の適正な運営に資し、もって住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(研修の区分)

第4条 研修の区分は、次のとおりとする。

- (1) 階層別基本研修
- (2) 階層別選択研修
- (3) 講師養成研修
- (4) 特別研修
- (5) 自己啓発・研修支援

第2章 研修の実施

(研修生の決定等)

第5条 自治人材開発センター所長（以下「所長」という。）は、次条及び第7条に定める手続きにより、センターの研修に参加する者（以下「研修生」という。）を決定するものとする。ただし、所長が、研修の参加について特に必要と認めた者は、これらの規定に関わらず研修に参加することができる。

(県職員研修)

第6条 所長は、県職員の研修にあつては、埼玉県知事（以下「知事」という。）が定める県職員研修の基本方針に基づき、研修を実施するものとする。

- 2 知事は、センターにおいて研修を受けさせようとする職員を決定し、所長の指定する日までに所長あてに通知するものとする。
- 3 所長は、前項の通知に基づき、調整の上、研修生を決定するものとする。

(市町村職員広域研修)

第7条 所長は、市町村職員の研修にあつては、毎年度末までに翌年度の市町村職員広域研修実施計画を策定し、これに基づき研修を実施するものとする。

2 市町村長は、センターにおいて研修を受けさせようとする職員を決定し、所長の指定する日までに所長あてに通知するものとする。この場合において、参加人員の調整が必要な研修については、所長が別に定めるところにより市町村ごとに参加人員の配分を行った後、市町村長は当該配分に従ってセンターにおいて研修を受けさせようとする職員を決定するものとする。

3 所長は、前項の通知に基づき、研修生を決定するものとする。

(研修生の変更等)

第8条 構成団体の長は、研修生の取消又は変更が生じたときは、速やかに所長に申し出るものとする。

2 所長は、前項の申し出があつた場合において、その理由がやむを得ないと認めたときは、取消又は変更の決定をするものとする。

(研修生の規律)

第9条 研修生は、研修の期間中、所長の定める規律に従い、研修に専念しなければならない。

(出席の停止等)

第10条 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、構成団体の長と協議の上、当該研修を受けることを停止し、又は禁止することができる。

(1) 正当な理由がなく、研修に出席しないとき。

(2) 所長の定める規律に違反し、改める見込みがないとき。

(3) 心身の故障のため、研修に堪えられないとき。

(4) 前各号のほか、特別の事情により研修を受けることを停止又は禁止することが適当と認められたとき。

2 所長は、前項の規定により研修を受けることを停止し、又は禁止したときは、構成団体の長に速やかに通知しなければならない。

(宿泊研修)

第11条 宿泊で行う研修は、原則として自治セミナーハウスで行う。

(研修の記録)

第12条 所長は、研修が終了したときは、その都度研修の記録を作成し、保管しなければならない。

(研修結果の通知)

第13条 所長は、当該年度の研修が終了したときは、その実施結果をまとめた事業実施概要を構成団体の長に通知するものとする。

(効果の測定)

第14条 所長は、研修生、関係機関等に対してアンケートその他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

(研修ニーズの把握)

第15条 所長は、常に研修ニーズの把握に努めるものとする。

(教材開発)

第16条 所長は、研修を効果的に実施するために研修教材の開発と改善に努め、その積極的活用を図るものとする。

(研修への協力)

第17条 所長は、構成団体が独自に実施する研修に関し、必要と認める協力をすることができる。

第3章 研修講師体制

(講師体制)

第18条 センターにおける研修講師は、次に掲げるとおりとする。

(1) 外部講師

(2) 内部講師

ア 広域連合職員講師

イ 構成団体職員講師

2 研修内容の充実を図るため、前項各号に掲げる研修講師の確保に当たっては、幅広い分野から優れた専門講師を選定するとともに、内部講師の計画的な養成に努めるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、研修の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。